第 5411 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2016年)平成28年 2月 19日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 財産債務調書

Ｑ：確定申告の際に一定額以上の所得があると書類を提出しなければならないと聞きました。どのような制度なのですか？

Ａ：財産債務調書の提出制度のことで総所得金額及び山林所得の金額の合計額が２千万円超で、かつ、年末において３億円以上の財産又は１億円以上の国外転出特例対象財産を有している人が提出対象となります。

【解説】

お尋ねの制度は、財産債務調書の提出制度のことで、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要がある人で、次の①及び②のいずれにも該当する人は、財産債務調書を提出しなければなりません。

①その年の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が２千万円を超えている

②その年の年末において、３億円以上の財産又は１億円以上の国外転出特例対象財産を有している

財産債務調書には、氏名、住所のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています。

財産の価額は、合理的な方法により算定した価額によりますが、財産評価基本通達に定める方法により評価した価額でもよいとされています。

財産債務調書は、その年の翌年３月15日までに所得税の納税地を所轄する税務署長に提出します。